

置戸町まちづくり基本条例（逐条解説）

（はじめに）

「わたくしたちは、秀峰クマネシリを望む豊かな森林、緑の大地と常呂川の清い流れにはぐくまれる置戸町民です」ではじまる置戸町民憲章は、町民が大切にしている豊かな自然環境を誇りに、昭和53年に制定されました。私たちは、この町民憲章の実現を目標にし、地域や自治会、町内の様々な団体など、まちが一体となって力を合わせ、置戸らしいまちを創り上げてきました。私たちは、このまちに住む未来の人たちのために今後もこの伝統を守り、さらに良いまちとなることをめざしていかなければなりません。

今、私たちの暮らしは、世界経済や地球環境に左右される時代を迎え、国や企業のみならず、自治体にあっても今までの様々な仕組みを見直す必要が生まれてきています。

これからのまちのあり方を考えるとき、今後も町民憲章の趣旨を大切に、すばらしい自然や環境、歴史や文化、教育などの伝統を次の時代に伝え、町民が主役となって、住みやすいまち、住み続けたいまちを築かなければなりません。そのために、町民、議会、町がそれぞれの役割を認め、共通したまちの将来像を描き、子どもからお年寄りまで、ともに知恵と力を出し合い、まちづくりの一番大切な決めごととしてこの条例を定めます。

【解説】

- これからの置戸町のまちづくりを考えるとき、町民憲章の実現を目標にして、まちが今まで守ってきた自然や歴史を大切にしつつ、社会情勢や国際情勢も踏まえ、広い視野で判断し、対応していかなければなりません。そのために町と町民や議会などの仕組みを見直し、それぞれの役割を町民みんなで担うことが必要であるとして、この条例を制定する基本の考え方や決意を示したものです。

第1章 基本的な事項

(この条例の目的)

第1条 この条例は、置戸町のまちづくりについて礎（もと）となる考え方や約束が分かるようにするとともに、町民と議会と町の役割や責任を決めて、町民が主役のまちづくりを進めることを目的とします。

【解説】

- ・ 町民、議会、町長、職員などが、お互いの役割を認識し、町民が自ら考え行動できるようにするために町民や議会、町の仕組みを決め、町民自治による地域運営がなされるまちを創ることを目的としました。

(この条例のなかで基本となる用語)

第2条 この条例のなかで「町民」とは、町内に住所がある人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内に事務所を有する法人や団体、町内で活動する法人や団体をいいます。

2 この条例のなかで「町」とは、町の執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）と補助機関（副町長、職員）をいいます。

3 この条例のなかで「まちづくり」とは、より良いまち、住みやすいまち、元気のある地域社会をつくるために行う全ての公共活動をいいます。

4 この条例のなかで「町政」とは、まちづくりのうち町と議会が行うものをいいます。

【解説】

- ・ 条文の中で意味がいろいろに解釈されると、誤解を生む可能性がある場合、その言葉の意味を明らかにしました。
- ・ 自治の基本となる言葉を定義しました。

(この条例の位置付け)

第3条 この条例をまちづくりの基本として、この条例に定めていることを守りながらまちづくりを進め、他の条例、規則、規程、計画等を制定するときや、改正したりするときは、この条例の内容と一致するようにします。

【解説】

- ・ まちづくりに関して、この条例の趣旨を最大限尊重して進めることを規定していま

す。

- ・他の条例、規則、規程、計画等を制定するときは、この条例の内容に照らし合わせることを定めています。

(まちづくりの基本となる考え方)

第4条 まちづくりは町民が主役であることを基本とします。

2 まちづくりは町民憲章の趣旨に沿って進めます。

【解説】

- ・まちづくりの主役は町民であり、町民としての行動のあり方を決めている町民憲章を大切にし、この憲章の実現を目指すまちづくりをすることを明らかにしました。

第2章 まちづくりのあるべき姿

(人を大切にするまちづくり)

第5条 町民、議会及び町は、生涯学習などの学習活動がまちづくりにつながることを大切にして、子どもからお年寄りまで全ての町民が、互いを認め合い、健康でこころ豊かな人を育て、安心して暮らすことのできるまちづくりを行います。

(地域コミュニティを大切にするまちづくり)

第6条 町民及び町は、それぞれの地域の特性を活かした豊かなまちづくりを行うため、お互いに協力して自治活動を進め、地域の振興を図ります。

2 町民は、自治会などの活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現をめざします。

3 議会及び町は、町民の自治活動が果たす役割や重要性を認めて、その活動を守り育てるよう努力します。

(自然環境を守るまちづくり)

第7条 町民、議会及び町は、農村の景観や豊かな森林の環境を守るため、自然や環境を活かしながら、潤いのある快適な生活空間を創るまちづくりをめざします。

(歴史や文化を守り活力あるまちづくり)

第8条 町民、議会及び町は、郷土の歴史や社会教育活動で培われたまちの伝統を引き継ぎ、産業や文化の振興と福祉の増進を図りながら、個性的で活力あるまちづくりをめざします。

【解説】 第5条～8条

- ・町民憲章がめざしているまちのあるべき姿として、より具体的に表現しています。まちづくりの主役は町民です。町民の学びを支えるための教育活動は、まちづくり

にも通じます。また、地域の意思を反映して、まちづくりを様々な方向から支えることができる地域コミュニティの役割は重要で、まちづくりの主役の一つとして、守り育てることが大切です。置戸町のまちづくりのなかで、地域の公民館や自治連合会、自治会の果たしてきた役割は大きく、今後も尊重しなければなりません。さらに、置戸町の豊かな自然環境は、まちの枠を超えて守り続けていかねばならない町民の社会的な義務でもあります。

<町民憲章>

わたくしたちは、秀峰クマネシリを望む豊かな森林、緑の大地と常呂川の清い流れにはぐくまれる置戸町民です。

わたくしたちは、北国のきびしい自然のなかで、先人がたくましくきり拓き、発展してきた町の歴史の上に、さらに、すべての町民のしあわせを願い、ひとりひとりの知恵と力をだし合って、明るく、住みよいまちをつくるために、この憲章を定め実行します。

- 1、仕事に誇りをもち、はたらく力をのばして、豊かなまちをつくります。
- 1、健康をよこび、おもいやりをつくして、あたたかいまちをつくります。
- 1、きまりをまもり、みんなの手で、明るいまちをつくります。
- 1、自然にしたしみ、環境をととのえ、緑と清流のまちをつくります。
- 1、郷土を愛し、文化を育て、たがいに学びあうまちをつくります。

第3章 町民の権利と役割

(町民の権利)

- 第9条** 町民は、まちづくりのどの過程にあっても自らの考えを述べることができ、自らがまちづくりに参加する権利を持ちます。
- 2 町民は、議会及び町が持っているまちづくりに関する情報の提供を受け、取得できる権利を持ちます。

【解説】

- ・まちづくりには、町民の積極的で自主的な参加が必要です。そのために、町民の権利として、まちづくりへの発言や参加を保障し、情報を得ることができる権利を規定しました。

(町民の役割)

第10条 町民は、互いにまちづくりに参加する権利を認め合いながら、互いの理解と協力によりまちづくりを進めます。

2 町民は、まちづくりの主役であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに参加するように努めます。

【解説】

- ・この条例は、まちづくりに対して町民に義務を課すことが目的ではありません。置戸町の町民として、町民がまちづくりの主役であるとの自覚を持ち、発言し、行動すること、町民同士が、理解し、認め合い、協力してまちづくりに臨むことを定めています。

第4章 まちづくりの原則と仕組み

第1節 町民参加の推進

(行政運営への町民参加)

第11条 町は、町民の意見が町政に反映されるよう行政運営に参加する機会を保障し、そのための制度を整備します。

2 町は、行政運営に町民が参加する場として審議会、懇談会など内容により適切と思われるものを持ちます。

3 町は、参加の方法や意見等の取り扱い方法を決めたときは、これを公表します。

【解説】

- ・町の行う計画や事業に対して、町民が参加することを実現するための制度や手続きを明らかにし、その機会を保障した規定です。

(住民投票の請求)

第12条 町長は、住民投票を定めた条例を議会に提出することで、住民投票を請求することができます。

2 町議会議員は、地方自治法の定めにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成により、住民投票を定めた条例を議会に提出することで住民投票を請求することができます。

3 町内に住所がある18歳以上の住民は、その総数の10分の1以上の人の署名により、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。ただし、18歳以上の住民とは、公職選挙法第22条の規定を準用して登録した人としします。

(住民投票)

第13条 町長は、町政の重要な事項について、広く町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 町民、議会及び町は住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票する事項、投票資格者、その他実施に関して必要なことを決めた条例を、別に定めるものとします。
- 4 住民投票は、投票者の総数が実施された住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないこととし、この場合に開票作業やその他の作業は行いません。
- 5 同じ内容の事案については、2年を経過しないと住民投票を行いません。

【解説】

- ・間接民主制度を補い、町民の意向を把握するために設けます。住民投票は町民の意向を問うものですが、議会の議決の参考とすべき結果であり、投票の結果は尊重されなければなりません。
- ・住民投票の請求や発議については、地方自治法に基づいて「町民」(第74条)、「議員」(第112条)、「町長」(第149条)が可能となっていますので、この条例にあっても、地方自治法に沿った内容としました。
- ・町民の発議については、地方自治法第74条による選挙権を有する50分の1以上の町民の連署とせず、町内に住所がある18歳以上の住民でその総数の10分の1以上の連署によるとし、町民が直接選挙により議員と町長を選び、双方が住民の代表として自治を行う間接民主制度の基本を大切にしました。
- ・12条の「住民投票を定めた条例」とは、住民投票を実施する事案についての条例案のことです。事案ごとに、投票する事項、投票資格者、その他実施に関して必要なことを決めることにより、住民投票実施の判断について議会で審議され、柔軟に対応できるよう、事案ごとの住民投票条例を定める個別設置型住民投票制度としました。

<地方自治法>

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

- ③ 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- ③ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

<公職選挙法第22条>

(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の1日から7日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

(町民によるまちづくり活動の推進)

第14条 議会及び町は、地域の自治会活動など町民が主体的に行っている公共活動を認め、守り育てながらまちづくりを進めます。

2 町は、町民のまちづくり活動を支援するため、適切にその環境を整えます。

3 町は、子どもからお年寄りまでそれぞれの年齢に応じたまちづくりに参加できるよう必要な配慮を行い、男女の参加する機会が均等となるように努めます。

【解説】

- ・まちづくりは、主役である町民の自主的・主体的な取り組みがあつてはじめて活発になるものです。町民によるまちづくりの実践が積み重ねられることで、自治が確立していきます。このような町民による自主的・主体的なまちづくり活動の重要性を確かめたものです。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第15条 町は、置戸町情報公開条例によるほか、行政運営についての情報を町民にわかりやすく説明することにより、町民がまちづくりに参加できるようにします。

【解説】

- ・行政運営は、町民が町の執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会）や補助機関（副町長、職員）を信頼し、任せて行うものなので、執行機関や補助機関は町民に対し、その活動について説明する責任があることを定めたものです。

(情報提供)

第16条 町民、議会及び町は、それぞれが持っている情報を適切に提供し、共有することによりまちづくりを進めます。
2 町は、まちづくりに必要な情報を積極的に分かりやすく町民に提供し、案件によっては調査研究を行って、情報の収集と適切な管理を行います。

【解説】

- ・情報の提供や共有のための措置を積極的に行い、情報の収集や管理も適切に実施して、情報公開を進めることを定めたものです。

(個人情報の保護)

17条 議会及び町は、個人の権利や利益を守りながら町政の適切な運営を行うため、置戸町個人情報保護条例により、個人情報を適切に取り扱います。

【解説】

- ・コンピューター技術や通信技術の発展、個人情報の目的外流通や商業利用が個人情報保護の背景にあります。まちづくりを進める基本的な仕組みの一つが情報の共有です。個人情報の保護が守られないと、情報の共有や情報公開・提供も進まないことから定めたものです。

第5章 町民のための議会

(議会の役割)

- 第18条** 議会は、町政を決定し、執行機関を監視する機関としての役割を果たし、その充実に努めます。
- 2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するために町民の意思をとらえ、政策づくりに活かすようにします。

【解説】

- ・二代表制（町長と議会議員）のもと、独自の立場でまちづくりに取り組む議会の役割を再確認するため、議会の活動原則を明確にしたものです。

(町民に開かれた議会)

- 第19条** 議会は、十分な討論により町政の争点を明らかにし、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会の運営をめざします。
- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供し、広く町民の声を聴く機会を設けるようにします。

【解説】

- ・議会は町民からの信頼を受け任された機関であり、議会活動の情報を町民に分かりやすく説明する責任を果たし、積極的に情報を公開することが必要です。さらに、選挙によって選ばれることにとどまらず、さまざまな機会や方法を使った町民参加を行い、議会の町民代表制を強化し、議会の活性化を図ることを規定したものです。

(議員の役割)

- 第20条** 議員は、町民の信頼にこたえ、この条例のめざすところを実現するために努力し、公正で誠実に職務を行います。
- 2 議員は、まちづくりについて自らの考えを明らかにして町民の声を聴き、これを政策作りと議会の運営に活かすように努めます。

【解説】

- ・議員のあるべき姿や心がけを規定して、議員活動についての方向性を示したものです。

第6章 町民のための行政

第1節 町長及び職員の役割

(町長の役割)

第21条 町長は、町の代表者として統率力や指導力を発揮し、町民の信頼にこたえて公正で誠実なまちづくりを行います。また、行政運営の最高責任者として、町民全体の幸せのため、町民の意思が反映される行政運営を行います。

【解説】

- ・町長は、条例を遵守し、公正で誠実・総合的で効率的な行政運営を行い、町を統括して町の事務を管理・執行し、職員を指揮監督するなどの責任があることを規定したものです。

(職員の役割)

第22条 職員は、町政を支える役割があることを認識し、この条例を守って仕事を
行います。
2 職員は、自らが地域社会の一員であることを自覚しながら、いつも町民の立場に立って仕事を
行います。
3 職員は、仕事に責任を持ち、必要な能力を自ら高めるように努めます。

【解説】

- ・職員は、まちづくりの専門スタッフとして町長を支えることや、自治の重要な担当者としての心構えや行うべきこと、地域社会の一員であることを忘れず、町民のための職員であるとの認識を持って、職務にあたることを定めています。

第2節 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第23条 町は、まちづくりを進めるために公正で誠実に必要な施策を行い、次のことに努力します。
(1) 最少の経費で最大の効果をあげること。
(2) 行政運営について町民の意見を積極的に聴いて、適切に行政運営に反映すること。
(3) 計画的で、効率的かつ総合的な行政運営を行うこと。
(4) 社会の情勢と行政への要求に的確に対応し、簡素で効率的な組織とすること。

【解説】

- ・執行機関、補助機関が全体を通して共通する役割や責任を決め、どのようにして行

政運営を進めるかを明らかにしたものです。

(総合計画等)

第24条 町は、計画的、効率的、総合的な行政運営を行うために総合計画を策定します。

2 町は、総合計画の策定にあたり、町民の意見を反映させるために計画についての情報を町民に提供して、広く町民の参加を得るようにします。

3 町は、総合計画について、その内容と実施状況に関する情報を町民に提供します。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する総合計画以外の重要な計画についても同じとします。

【解説】

- ・地方自治法により、町は議会の議決を経て基本構想を定めなければなりません。さらに短期の実施計画を策定し、総合計画となります。総合計画はまちづくりを総合的・計画的に行うための重要な基本計画ですから、総合計画によるまちづくりや、総合計画を策定する過程での町民参加に関する事項を、この条例で規定しています。

(行政評価)

第25条 町は、効率的で効果的な行政運営を図るために行政評価を実施します。この場合、町は置戸町行政評価委員会による外部評価を行うことで、町民の視点に立った評価を行います。

2 町は、前項の行政評価の結果を町民に公表し、この評価を踏まえて必要な見直しを行うように努めます。

【解説】

- ・行政評価は、政策について、あらかじめ設定した基準に照らして、その達成度や成果、執行の妥当性を判断するものです。まちづくりを効果的・効率的に行うために必要です。また、評価の仕組みは、町民がまちづくりに参加する手段でもあります。

(財政運営)

第26条 町は、中長期的な財政の見通しのもとに、総合計画や行政評価の結果を踏まえて優先順位に配慮した予算を作り、計画的で健全な財政の運営を行います。

2 町長は、毎年度の予算や決算、その他町の財政状況に関する情報を町民に公表します。

【解説】

- ・まちづくりは、健全で透明性のある財政運営を基本とした、財政の裏付けがなければ実現できないことを規定しています。

第7章 他の自治体との協力

(他の自治体等との協力)

- 第27条** 議会及び町は、共通の課題や広域的な課題に対し、他の自治体や関係する機関と情報交換を行って互いの理解を深め、協力してまちづくりを行います。
- 2 町は、まちづくりの課題について必要なときは、北海道、国等と協力して関係する制度の整備等の提案を行います。
- 3 町民、議会及び町は、町外の人や団体とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、得られた知識や意見をまちづくりに活かすように努めます。

【解説】

- ・近年、町として取り組まなければならない仕事の分野が広がっています。また、一つの自治体だけでは対応できない、広範囲にわたる問題が増えてきています。そこで、他の自治体や道、国と協力しながら、共通する問題の解決を図るために協力の必要性を宣言したものです。さらに、町民だけでまちづくりを行うのではなく、置戸の町に関心を持ち、応援してくれる個人や団体も巻き込んで、幅広いまちづくりを行うことを定めています。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第28条** 町長は、まちづくりを進めていくなかで、この条例の内容に不都合がないかどうか2年を超えない期間ごとに検討し、内容の見直しが必要なときは、町民の意見を聴いて、その意見が反映されるようにします。

【解説】

- ・条例がその役割を十分果たすよう、条例の見直しや改善を行うことを定めています。

(まちづくり基本条例委員会)

第29条 この条例を推進するため、町に置戸町まちづくり基本条例委員会(以下「委員会」という。)を置きます。

- 2 委員会は、町長の求めに応じてこの条例の推進状況を調査審議し、条例の見直しを行います。
- 3 委員会の組織と運営について必要なことは、別に定めます。

【解説】

- ・この条例ができて終わり、としないため、適正に運用され実施されているかを確認し、そのための評価や監視ができる制度や組織を明らかにしたものです。
- ・委員の決め方や人数、委員長や副委員長、会議の方法、庶務など、委員会の組織と運営について別に(置戸町まちづくり基本条例委員会設置条例=同時に条例提案)定めることとします。